

伊丹市民の警察官表彰要綱

(目 的)

第1条 この要綱は伊丹市の治安維持に献身精励し、かつ功績顕著な業績を有する警察官に対してその功労を顕彰し、もって民警親和の実現を図ることを目的とする。

(被表彰者)

第2条 表彰は伊丹警察署に勤務する警察官の中から次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 多年にわたり伊丹警察署に勤務し、その成績が優秀である者。
- (2) 警察事務の内外を問わず、警察官としての名誉を高め、もって市民の信望をうる事績のあった者。
- (3) 市民の人命救助、災害の未然防止または災害に際して特に貢献のあった者。
- (4) 重要犯罪の予防または検挙について事績のあった者。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に表彰を必要と認める者。

(被表彰者の決定)

第3条 被表彰者は、警察署長が推薦し、市長が決定する。

(選考資料)

第4条 被表彰者の選考に必要と認められる資料は、伊丹警察署長に依頼し、その提出を受けるものとする。

(表 彰)

第5条 表彰は伊丹市長の名において行う。

- 2 被表彰者の数は、2名（内部勤務者1名、外部勤務者1名）とする。
- 3 表彰は、伊丹市民の警察官章および感謝状を授与して行う。この場合において、副賞として金品を添えることができる。
- 4 表彰は毎年1回行う。

(表彰該当者事故の措置)

第6条 表彰該当者が表彰前に死亡したときは遺族に贈呈する。

2 表彰該当者が表彰前に伊丹警察署以外の警察署に転勤となった場合または表彰前に懲戒処分その他非行があったときは、その資格を失うものとする。

3 前項に該当するに至ったときは、伊丹警察署長からの通報により、市長が決定する。

(事務主管課)

第7条 表彰に関する事務は、市都市安全企画課において行う。

(その他)

第8条 この要綱の運営につき必要な細部事項は、市長がそのつど決定するものとする。

付 則

この要綱は、昭和45年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和59年3月30日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和60年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年10月1日から適用する。